一般社団法人山口県薬剤師会 定款施行規則

第1章 会 費

(会 費)

第1条 会費規程の定めた期日までに所属会員の会費を完納した場合、完納した地域又は職域の薬剤師会(以下「地域・職域薬剤師会」という。)に対し還付金を交付することができる。還付金の割合は、理事会の議を経て別に定める。

第2章 役 員

(役員の公告)

第2条 定款第27条の規定に基づいて選任された役員は本会の会報で公告する。

第3章 代議員

(代議員の定数)

- 第3条 定款第12条第2項の規定による各地域・職域薬剤師会毎の定数は、次の式により算出した人数(小数点以下第1位四捨五入)とする。
 - 1+(50-地域・職域薬剤師会数)×地域・職域正会員/全正会員数
 - 2 前項の代議員定数を決定する地域・職域正会員数は前年の10月31日 現在の定款第5条第1号の会員数とする。
 - 3 代議員の定数の異動はその任期中は行わない。

第4章 地域・職域薬剤師会

(地域薬剤師会の名称及び管轄区域並びに職域薬剤師会の名称)

第4条 定款第5条に規定する地域薬剤師会の名称及び管轄区域並びに地域薬 剤師会の名称は別表のとおりとする。

(地域・職域薬剤師会報告)

第5条 各地域・職域薬剤師会は会長及び副会長を決定したときは、本会会長 に報告しなければならない。

(業務の委嘱)

第6条 各地域・職域薬剤師会長は本会会長の委嘱業務について執行する。

第5章 職域部会および委員会

(職域部会)

第7条 定款第45条の規定に基づく職域部会は次のとおりとする。

- (1) 保険薬局部会
- (2) 行政薬剤師部会
- (3) 病院薬剤師部会
- (4) 学校薬剤師部会
- (5) 卸薬剤師部会
- (6) 製薬部会
- 2 職域部会に役員として部会長1名、常任委員若干名を置く。
- 3 保険薬局部会長及び学校薬剤師部会長は県薬会長が指名する。

(委員会)

第8条 定款第46条の規定に基づく委員会は理事会の議を経て、会長がこれを定める。

- 2 委員の任期は指名した会長の任期に準ずる。
- 3 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。
- 4 委員会で決定した事項は理事会の議を経て実施する。

附 則

- 1 この施行規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この施行規則は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日か ら適用する。
- 3 この施行規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 4 この施行規則は、令和3年2月18日から施行する。

別表 (第4条関係)

地域薬剤師会の名称及び管轄区域表

地域薬剤師会名	管轄区域
岩国薬剤師会	岩国市・和木町
柳井薬剤師会	柳井市・田布施町・上関町・平生町・光市(旧 大和町)・ 周防大島町
光薬剤師会	光市 (除:旧 大和町)
下松薬剤師会	下松市、周南市(旧 熊毛町)
徳山薬剤師会	周南市(旧 徳山市)

新南陽薬剤師会	周南市(旧 新南陽市、旧 鹿野町)
防府薬剤師会	防府市・山口市 (旧 徳地町)
山口市薬剤師会	山口市 (除:吉南地域・旧 徳地町)
吉南薬剤師会	山口市(旧 吉敷郡、旧 山口市南部地区)
宇部薬剤師会	宇部市 (除:旧 楠町)
山陽小野田薬剤師会	山陽小野田市・宇部市 (旧 楠町)
下関市薬剤師会	下関市
美祢薬剤師会	美袮市
長門薬剤師会	長門市
萩薬剤師会	萩市・阿武町

職域薬剤師会

山口県病院薬剤師会

山口県行政薬剤師会